

添付法令資料 3 :

タイ王国マドリッド議定書に基づく商標登録に係る

仏暦 2560 年（西暦 2017 年）の商務省令（目次）

2017 年 12 月 14 日制定／2017 年 12 月 18 日官報掲載／2017 年 11 月 7 日施行

制定の根拠及び施行日（前文及び第 1 条）

第 1 部 総則（第 2 条及び第 3 条）

第 2 部 その他のマドリッド議定書の成員の保護を求めるためにタイにおいてファイリングする国際登録出願

第 1 章 国際登録出願のファイリング（第 4 条ないし第 7 条）

第 2 章 最初の事務局レベルにおける登記官の国際登録出願の審査（第 8 条ないし第 10 条）

第 3 章 国際事務局からの通知受領に従い実施される欠陥の修正（第 11 条及び第 12 条）

第 4 章 その他の出願のファイリング（第 13 条及び第 14 条）

第 5 章 基礎出願又は基礎登録における権利喪失及び国際出願の権利制限の結果（第 15 条及び第 16 条）

第 3 部 保護を求める国としてタイを指定する国際事務局から送付された国際登録出願（第 17 条ないし第 33 条）